

まちづくり協議会で活動されている皆様へ

宝塚市 市民交流部  
市民協働推進課長

トラブルを未然に防ぐ！

## まちづくり協議会の活動における個人情報の取り扱いについて

平成29年(2017年)5月30日から、それまで法の適用除外とされていた小規模事業者も個人情報保護法の適用を受けることとなっています。

この事業者とは個人情報を事業の用に供している者のことであり、まちづくり協議会等の非営利組織も含まれます。

まちづくり協議会等の非営利組織が守るべき個人情報保護法の基本的なルールについて、法に基づき設置された個人情報保護委員会が別添資料を作成していますので、共有いたします。

平素から、個人情報の管理・取り扱いにはご配慮いただいていることと存じますが、改めてご確認いただくとともに、代表者の皆様だけでなく、各まちづくり協議会の活動に携わっておられる皆様方にもご周知いただきますようお願いいたします。

記

### 1 添付資料

- ・自治会・同窓会向け会員名簿を作るときの注意事項ハンドブック』(別紙)
- ・STOP! 名簿流出フライヤー(個人情報保護委員会作成)(別紙)

※上記資料は以下のURLからもダウンロード可能です。

[https://www.ppc.go.jp/news/ONLINE\\_recruiting\\_criminal/](https://www.ppc.go.jp/news/ONLINE_recruiting_criminal/)

◆例えば、「イベント・行事の参加者の把握」等の目的で個人情報を取得する場合にも適用されます。皆様、今一度ご確認ください。

◆不要な個人情報は入手しないことが、最もリスク低減につながります。個人情報を集める前に、本当に必要な情報かどうか、今一度よくご検討ください。

### 2 問い合わせ先

個人情報保護法相談ダイヤル

TEL:03-6457-9849 (受付時間 土日祝日及び年末年始除く 9:30~17:30)

※個人情報保護法に関するご質問や疑問点があれば、上記問い合わせ窓口までご相談下さい。

宝塚市市民交流部  
市民協働推進課 担当 岡田、押川  
〒665-8665 宝塚市東洋町 1-1  
TEL:0797-77-2051 FAX:0797-77-2086